

第98回東京都港湾審議会資料

## 第41回港湾環境整備負担金部会の報告

令和4年1月

東京港港湾管理者

東京都

3 港経経第554号

東京都港湾審議会

東京都港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定に基づき、  
下記事項について諮問いたします。

令和3年 11月 16日

東京都知事

小池 百合子

( 公 印 省 略 )

記

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定 (案)

## 負担対象工事の指定について

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用(円)	負担区域	工事費に対する負担の割合	当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積 (㎡)
1 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。) の建設又は改良の工事	城南島海浜公園 整備工事	大田区 城南島四、五丁目 城南島海浜公園	令和3年 3月31日	84,725,400	臨港地区	1/16 1/4	8,194,682
	品川北ふ頭公園 整備工事	港区 港南五丁目 品川北ふ頭公園					
	青海中央ふ頭公園 整備工事	江東区 青海四丁目 青海中央ふ頭公園					
	暁ふ頭公園 整備工事	江東区 青海三、四丁目 暁ふ頭公園					
	新木場公園 整備工事	江東区 新木場二丁目 新木場公園					
2 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。) の維持の工事	城南島海浜公園ほか 7公園維持工事	1 大田区 城南島四、五丁目 城南島海浜公園 2 江東区 豊洲二丁目 春海橋公園 3 港区 海岸三丁目 芝浦南ふ頭公園 4 港区 港南五丁目 品川北ふ頭公園 5 品川区 八潮二丁目 コンテナふ頭公園 6 江東区 青海四丁目 青海中央ふ頭公園 7 江東区 青海三、四丁目 暁ふ頭公園 8 江東区 新木場二丁目 新木場公園	令和3年 3月31日	100,233,370	臨港地区	1/8 1/4 1/2	7,459,344
3 漂流物の除去その他の 水面清掃のための工事	東京港港湾区域内水面 清掃工事	東京港港湾区域	令和3年 3月31日	247,971,537	港湾区域 及び 臨港地区	1/5	15,555,493

※令和3年度の負担対象工事は、令和2年度に実施した工事です。

# 負担対象工事の指定について（概要）

- ・ 港湾環境整備負担金は、臨港地区（陸域）又は港湾区域（水域）内において、1万㎡以上の面積で事業を行う事業者の皆様に対し、港湾工事の費用の一部を負担いただく制度。
- ・ 負担金の対象となる令和2年度工事の指定について、港湾環境整備負担金部会において御審議頂いた。

工 事 の 種 類 ( 工 事 の 名 称 )	工 事 の 実 施 さ れ た 場 所	面 積	工 事 に 要 した 費 用	負 担 割 合	工 事 内 容
1 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 建設又は改良の工事  〔城南島海浜公園〕 ほか4公園整備工事	城南島海浜公園	12.4 ha	416万円	1/16	管理事務所照明設備工事（城南島海浜公園）、 園名板設置工事（暁ふ頭公園）等  
	品川北ふ頭公園	0.6 ha	349万円	1/4	
	青海中央ふ頭公園	1.2 ha	517万円		
	暁ふ頭公園	1.6 ha	6,216万円		
	新木場公園	0.8 ha	975万円		
	合 計	16.6 ha	8,473万円		
2 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 維持の工事  〔城南島海浜公園〕 ほか7公園維持工事	城南島海浜公園	12.4 ha	5,407万円	1/8	各公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理  
	春海橋公園	2.0 ha	669万円	1/4	
	芝浦南ふ頭公園	1.0 ha	433万円	1/2	
	品川北ふ頭公園	0.6 ha	260万円		
	コンテナふ頭公園	0.2 ha	104万円		
	青海中央ふ頭公園	1.2 ha	1,291万円		
	暁ふ頭公園	1.6 ha	1,607万円		
	新木場公園	0.8 ha	253万円		
合 計	19.8 ha	1億24万円			
3 漂流物の除去その他の 水面清掃のための工事  〔東京港港湾区域内〕 水面清掃工事	東京港港湾区域	5,166 ha	2億4,797万円	1/5	海上に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収  
合 計			4億3,293万円		※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。
（負担金総額）			4,407万円		

3 港湾審答申第 1 号

令和 3 年 11 月 16 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都港湾審議会

会長 工藤 泰三

(公印省略)

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（答申）

令和 3 年 11 月 16 日付 3 港経経第 554 号で諮問のあった  
標記については、原案を適当と認める。